

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(四件)……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部開発企画課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出…(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)…
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………
- ……………(環境局総務部環境政策課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………(同)…

告示

●東京都告示第五百八十三号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和五年三月二十四日付けで同法第九

条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都都市計画都市再生特別地区
(宮益坂地区)
各地内
- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第五百八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市再生特別地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都都市計画都市再生特別地区
(八重洲一丁目
北地区)

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第五百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市再生特別地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都都市計画都市再生特別地区
(日本橋室町一丁目地区)
- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第五百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市再生特別地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画部 変更する部分
 市再生特別地区
 (内神田一丁目
 地区)

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
 場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
 二階北側)

●東京都告示第五百八十七号

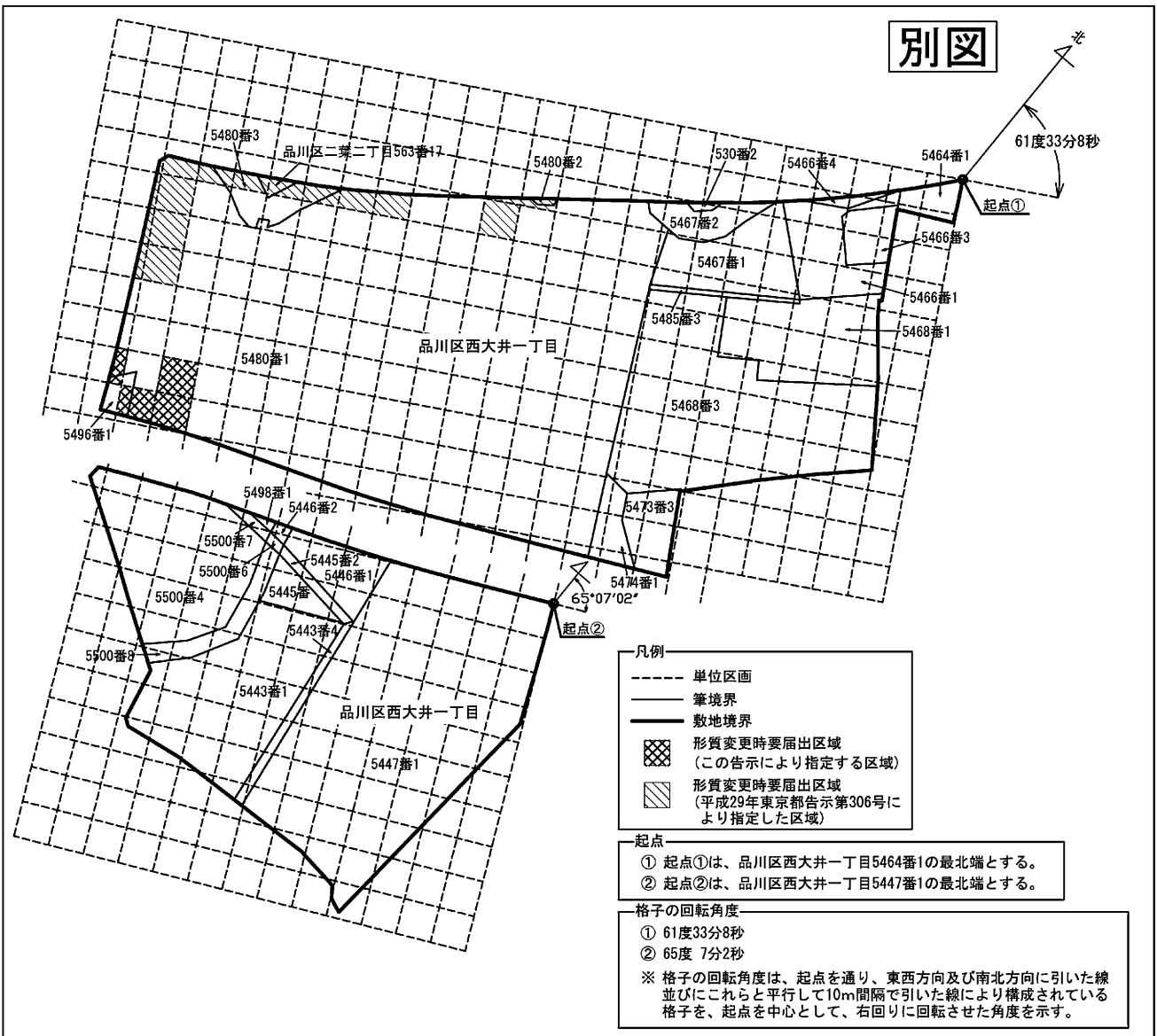
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区西大井
 一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
 に適合していない特定有害物質の種類 ほう素及びその
 化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例
 - - - 単位区画
 ——— 筆境界
 ——— 敷地境界
 [Hatched Box] 形質変更時要届出区域
 (この告示により指定する区域)
 [Diagonal Lines Box] 形質変更時要届出区域
 (平成29年東京都告示第306号に
 より指定した区域)

起点
 ① 起点①は、品川区西大井一丁目5464番1の最北端とする。
 ② 起点②は、品川区西大井一丁目5447番1の最北端とする。

格子の回転角度
 ① 61度33分8秒
 ② 65度 7分2秒
 ※ 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線
 並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている
 格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百八十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

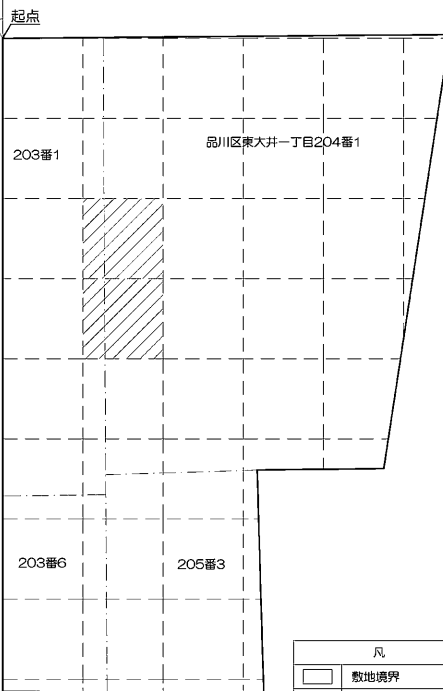
令和五年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区東大井一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別 図

30度60分91秒



凡 例	
	敷地境界
	単位区画
	筆 界 界
	形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【起点】
起点は、品川区東大井一丁目203番1の最北端とする。

【格子の回転角度（30度60分91秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 I C A 文化事業協会

二 代表者の氏名

鈴木 澄子

三 主たる事務所の所在地

世田谷区祖師谷四丁目一番二十二号 二階

一 名称

特定非営利活動法人日本免疫学会

二 代表者の氏名

黒崎 知博

三 主たる事務所の所在地

千代田区神田和泉町一番地四の二 K U M A K I ビル

二 F

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第六十八条第一項の規定に基づき、臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地区画整理事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和五年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 前田 信弘

千代田区霞が関一丁目四番一号

二 対象事業の名称

臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地区画整理事業

三 工事着手の年月日

平成九年十二月十二日

四 工事完了の年月日

令和五年二月八日

五 届出日

令和五年三月二十八日

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和五年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

サミットストア大森西店

二 店舗所在地

大田区大森西四丁目三百七十番一ほか

三 設置者名

サミット株式会社

四 店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

令和五年二月二十七日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

（仮称）イオンスタイル赤羽北本通り

二 店舗所在地

北区神谷三丁目十二番一

三 設置者名

イオンリテール株式会社

四 意見書

ア 提出者及び住所

個人 北区在住

イ 概要

（ア）赤羽消防署志茂出張所の考慮をし

七 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
六 縦覧期間	令和五年四月十二日から同年五月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
五 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
ウ 収受日	令和五年三月六日
	<p>(エ) 改めて算出される誘導経路による周辺影響の一つとしてシャトルバスを検討いただきたい。</p> <p>(ウ) No.1駐輪場の増設及びNo.1駐輪場からNo.2駐輪場への自転車移動ルートを店舗入り口に隣接しない場所に設けていただきたい。</p> <p>(イ) エリア別誘導経路の設定に誤りがある。</p> <p>て再算出すべきである。</p>

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

